

知的財産戦略本部 権利保護基盤の強化に関する専門調査会（2004年4月8日）  
の審議事項に関する意見

阿部会長殿

2004年4月1日 委員 伊藤 眞

4月8日の調査会には、本務のため出席できませんので、以下の点について意見を申し述べさせていただきます。

- (7)特許権侵害品等の侵害判断・差止めを当事者の主張に基づき、専門的かつ簡便・迅速に行う制度の確立
- (F)裁判所の仮処分を活用した侵害認定について

仮に裁判所の仮処分命令が税関の判断を法律上拘束するとの制度を考えると致しますと、以下のような点を検討する必要があると存じます。

1. 税関の輸入差止手続は、いくつかの段階を経るものと理解しておりますが、仮処分の拘束力はどの段階で働くことを想定するのか、具体的に検討する必要があると思います。
2. 仮処分の拘束力にもとづく差止めの場合には、行政庁たる税関は、当事者間の民事手続の結果にのみもとづいて行政処分としての輸入禁止などをする事になると思いますが、このような形で税関の判断の余地を否定することが適切かどうか、また、関税定率法21条1項の趣旨に適合するかどうかを検討する必要があるのではないのでしょうか。当事者対立構造の下で運営される民事訴訟（仮処分を含む）の結果が、公益実現の責務を負う行政庁たる税関を法律上拘束するという制度を構想するのであれば、法21条1項の趣旨そのものを見直すことが必要になるのではないかと存じます。

( 8 ) 当該輸入者に関係なく同一製品の輸入の差止め

輸入者の如何を問わず、同一性を認められる侵害品の輸入差止について法改正を行うことについて

仮に特定の輸入者について仮処分の拘束力にもとづいて輸入禁止処分を行い、それに加えて、このような措置を講じることとすると、同一性を認められる侵害品輸入者の利益保護が問題となるのではないのでしょうか。すなわち、税関としては、侵害品であることについて仮処分のみを根拠としている以上、自らの判断によって侵害の有無を判断する機会はなく、他の輸入者については、単に同一性の判断のみをすることとなります。いいかえれば、他の輸入者は、税関の同一性の判断のみによって輸入を差し止められる結果となり、行政手続内で、目的物が侵害品ではないことを主張する機会は与えられません。また、抗告訴訟を提起したとしても、処分の要件が同一性だけであるとすれば、原告たる他の輸入者は、同一性は争うことができますが、自らの輸入品が侵害品ではないことを主張しても、主張自体失当になるのではないのでしょうか。これは、司法手続の側から見れば、仮処分の主観的範囲について絶対的効力を認めたのと同様の結果であり、また、行政手続の側からみれば、侵害品であるかどうかについて自らの責任において判断することなく、広く輸入者の権利を制限する結果とならないか、危惧する次第です。

上記のような問題点があることを考えると、現行制度の枠そのものは維持し、税関が法律的には、自らの責任と権限において輸入禁止に係る判断を行い、その際に、裁判所の仮処分等を事実上有力な判断資料として取り扱う、また、裁判所側としては、権利者の保護に十分に配慮し、税関の判断に資するように迅速に仮処分申請についての判断をするという運用を行うという考え方も、十分に検討に値すると存じます。

思わぬ誤解や考え違いがあるかもしれませんので、委員各位の御批判を頂ければ幸いです。

以上